

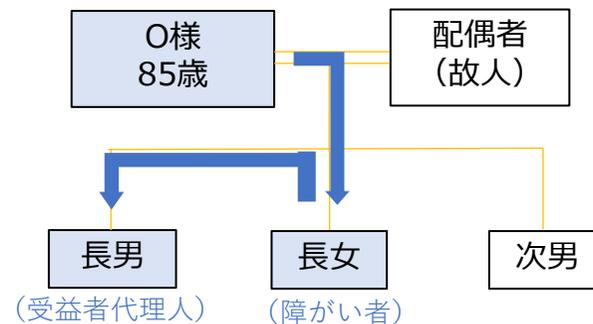
【事例ポイント】

- ① 手間なし不動産運営
→ 障がい者の不動産経営もサポート
- ② 後継遺贈型受益者連続信託
→ 財産の継承先を確実に指定

O様は85歳になり複数所有する不動産の継承先について本格的に検討をはじめました。O様は3人のお子供を有し、なかでも生まれつき判断能力に支障がある長女に収益不動産を相続させたいと考えています。しかし長女に**不動産の運営管理は到底困難**ですし、また長女が亡くなった後の**不動産の継承先を指定できる方法が無くて悩んでいました。**



O様は管理信託を利用して収益不動産の継承先を長女に指定しました（※1）。これによって長女は**不動産運営管理の手間はいっさい無く収益を得る**ことができるようになりました。また長女が亡くなった後の**不動産の継承先も信託によって長男に特定**することができました。（※1）長女様の判断を代理する受益者代理人の設定も必要になります。



* 本内容は一般的な説明の例示です。不動産信託を活用する場合は、契約締結時および契約期間中は、所定の信託報酬のお支払いが必要です。法定相続人以外の方が遺贈を受ける場合は、相続税額が20%加算されます。本文書に記載された内容の実施につきましては、税理士等の専門家とご相談下さい。* 詳しくは、信託法第90条・第91条をご確認下さい * 遺留分減殺請求権は排除できません。* 後継ぎ遺贈型受益者連続信託について、当該信託がされたときから30年を経過したとき以降に現存する受益者が、当該定めにより受益権を取得した場合であって、当該受益者が死亡するまで、または当該受益権が消滅するまでの間、有効です。